

防衛省仕様書改正票

D S P

D 6013L(4)

7tトラック

制定 昭和53年 3月31日

改正 令和 6年 2月 1日

(TRUCK, CARGO)

この改正票は、D S P D 6 0 1 3 L (7 tトラック) について
のものであり、D S P D 6 0 1 3 L (3) を含め、累積記載され
ている。この改正票はD S P D 6 0 1 3 L と併用される。

1.5 a) 規格 中

J I S B 4 6 0 4	モンキレンチ
J I S B 4 6 0 9	ねじ回しーすりわり付きねじ用
J I S B 4 6 1 4	コンビネーションプライヤ
J I S B 4 6 3 0	スパナ
J I S B 4 6 3 3	十字ねじ回し
J I S D 1 0 1 5	自動車一惰行試験方法
J I S D 8 1 0 1	自動車用油圧式携行ジャッキ
J I S D 8 2 0 1	自動車用タイヤゲージ

を削除する。

1.5 b) 仕様書 中

D S P Z 9 0 0 4 技術変更提案書の様式

を追加する。

1.5 c) 法令等 に次を追加する。

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)

2.4 ねじ部品類 を次のように改める。

ねじ部品類は、日本産業規格に規定されたもの、又は製造者標準品を使用する。

2.5.1 a) 4) を次のように改める。

4) 充電発電機 交流式 24 V-100 A

2.5.1 g) 8) を次のように改める。

8) 消火器の取付具を、操縦手席付近に取り付ける。

2.5.1 g) 9) を次のように改める。

9) 非常信号灯の取付具を、操縦手席付近に取り付ける。

2.5.1 i) を次のように改める。

i) 灯火類は、表 3 による。

なお、灯火類に使用する電球は、日本産業規格に規定されたもの、又は製造者標準品を使用する。

2.5.1 表 3 を次のように改める。

表 3－灯火類

名称		規定	数量
霧灯		2 4 V 7 0 W	2
管 制 用	運転灯	2 4 V 2 5 W	1
	制動灯・尾灯	2 4 V 6 W	各 2
	車幅灯		2
室内灯		2 4 V 8 W	2
		2 4 V L E D	1

2.5.1 k) 12.1) を次のように改める。

12.1) ウインチは、トラックの操縦室と荷台との間に取り付けたドラムクラッチ付きの横置きドラム形とする。

なお、安全装置として、過負荷がかかる場合に作動する油圧回路を備える。

2.6.2 表 5 を次のように改める。

表 5－性能・機能

項目	規定	
最大安定傾斜角	右側及び左側に 4 0 度未満の傾きで転覆してはならない。	
渡渉能力	水位 8 0 c m での走行が可能とする。	
ウインチ能力	ドラム最内層で約 5 9 k N とする。	
走 行 性 能	運行性能	異常があってはならない。
	速度計目盛り調べ	訓令の規定に適合しなければならない。
	燃料消費率	最高速度段で 5 0 k m / h のとき、3. 0 k m / L 以上とする。
	ブレーキ装置性能	訓令の規定に適合しなければならない。
	加速性能	発進加速 2 0 0 m で 2 5 秒以下とする。
	最高速度	8 5 k m / h 以上とする。
	登坂能力	4 5 % (t a n の値) 勾配の登坂が可能とする。
	最小回転 (旋回) 半径	1 1 m 以下とする。
	最低速度	異常があってはならない。
	騒音	訓令の規定に適合しなければならない。
排気		
機能	異常があってはならない。	

5.1 補給・整備性の向上 を削除する。

5.2 携行工具・附属品・予備部品 を “5.1 携行工具・附属品・予備部品” に改める。

5.2 表6－携行工具 を“5.1 表6－携行工具”とし、次のように改める。

表6－携行工具

名称	数量	注記
携行工具	1組	製造者標準品

5.2 表7－附属品 を“5.1 表7－附属品”とし、

“

名称	数量	注記
ホース	1	空気用、ストップ（固定）機能付き、8 mとする。ただし、種類が7 tトラック（短）の場合のホースの長さは、15 mとする。また、それぞれにタイヤバルブエクステンションを含む。
消火器	1	粉末消火器・ABC・1.8 kg・自動車用（消防法の規格適合品）とする。ただし、包装は除くものとする。

を

“

名称	数量	注記
ホース	1	空気用、2口注入口、8 mとする。ただし、種類が7 tトラック（短）の場合のホースの長さは、15 mとする。
消火器	1	粉末消火器・ABC・1.8 kg・自動車用（消防法及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の規格適合品）とする。ただし、包装は除く。

に改める。

5.2 表8－予備部品 を“5.1 表8－予備部品”とし、

“

名称		数量	注記	
ヒューズ	大型ブレードヒューズ	各1	10 A, 15 A, 20 A, 25 A	ヒューズボックス内に収納
	小型ブレードヒューズ	各1	5 A, 10 A	

を

“ ”

名称		数量	注記	
ヒューズ	大型ブレードヒューズ	各 1	5 A, 10 A, 15 A, 20 A, 25 A	ヒューズボックス内に収納
	小型ブレードヒューズ	各 1	5 A, 10 A	

に改める。

5.3 承認用図面 を “5.2 承認用図面” に改める。

5.4 申請書類 を “5.3 申請書類” に改める。

5.5 納入書類 を “5.4 納入書類” に改める。

5.5.1 添付書類 を “5.4.1 添付書類” に改める。

5.5.2 提出書類 を “5.4.2 提出書類” に改める。

5.5 技術変更提案 を追加する。

契約の相手方は、技術変更提案を要する事項が発生した場合は、DSP Z 9004によって技術変更提案書を作成し契約担当官等に提出する。

付表1-7 tトラックの検査項目、試験方法及び判定基準 を次のように改める。

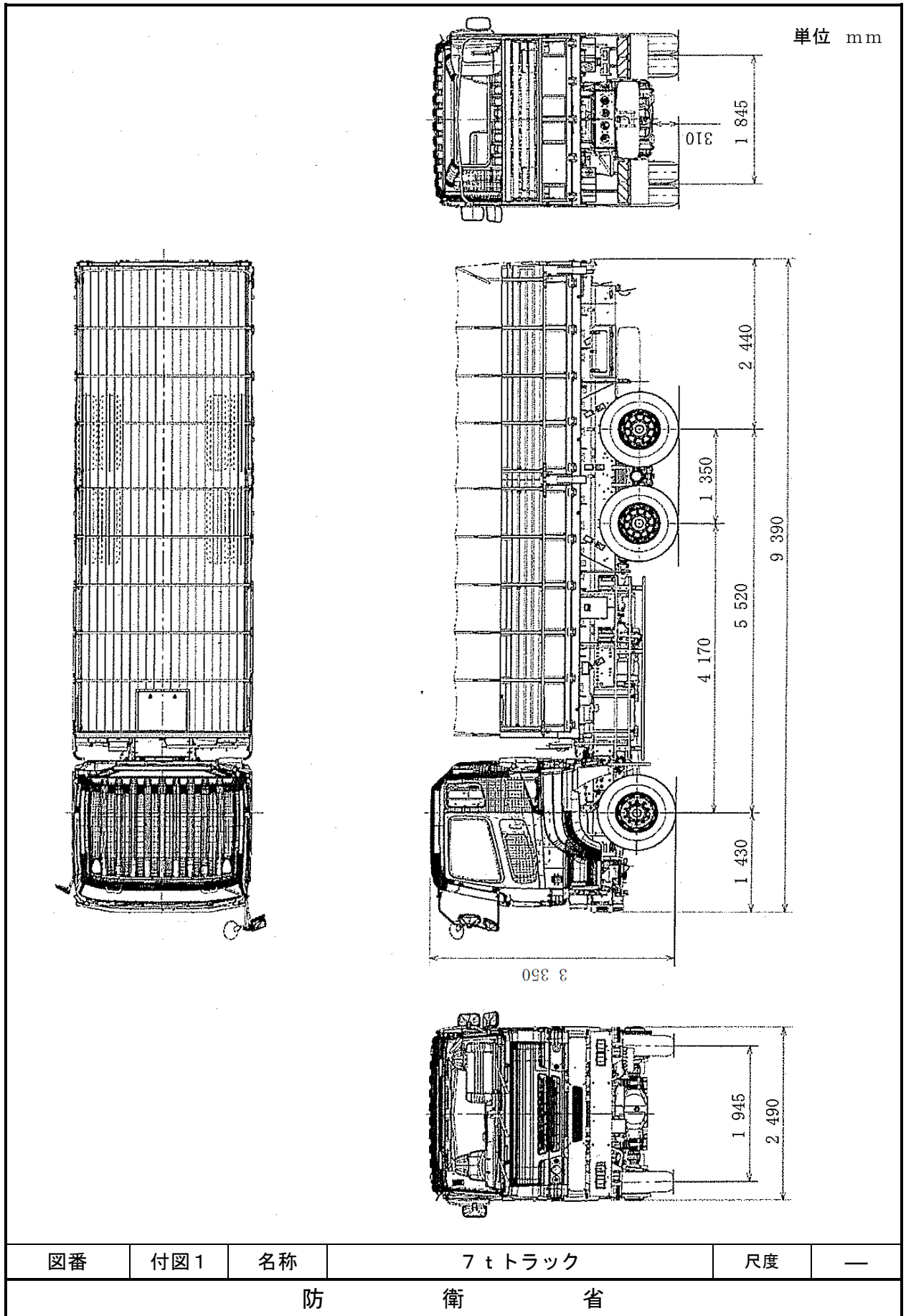
付表1-7 tトラックの検査項目、試験方法及び判定基準

検査項目		試験方法	判定基準
ねじ部品類		目視による。	2.4による。
構造			2.5.1による。
形状			2.5.2による。
外観			2.6.1による。
定置試験	寸法・質量	空車状態で、トラックの全長、全幅、全高、軸距、輪距（前後）、最低地上高、荷台（内法）の寸法及び車両質量について計測器などを使用して計測する。 なお、同一名称及び同一型式として、納入実績があり、官側の完成検査を合格している場合は、計測を省略し、資料の提示によって確認する。	2.5.2及び 2.5.3による。
	最大安定傾斜角	空車状態でトラックを傾斜台に乗せ、トラックを右側及び左側に傾けたときの安定度を調べる。ただし、実測を行い難い場合は、計算値の提示に代えてもよい。 なお、同一名称及び同一型式として、納入実績があり、官側の完成検査を合格している場合は、省略し資料の提示によって確認する。	2.6.2による。
	渡渉能力	標準積載状態又は、最大積載状態で、河底堅硬な静水中を走行して調べる。又は、空車状態で、浸水によって走行不能となる部位の最低地上高を間接的方法によって計測する。 なお、同一名称及び同一型式として、納入実績があり、官側の完成検査を合格している場合は、省略し資料の提示によって確認する。	
	ウインチ能力	ウインチワイヤをドラム最内層で巻き込み、ウインチの最大けん引力を測定するとともに機構部分の異状を確認する。測定回数は2回以上とする。 なお、同一名称及び同一型式として、納入実績があり、官側の完成検査を合格している場合は、測定を省略し、資料の提示によって確認する。ただし、ウインチをもたないトラックについては不要とする。	
走行性能	運行試験 中距離運行試験	J I S D 1 0 2 2及びJ I S D 1 0 1 8によって最大積載状態で200 km以上走行し、その間各装置の機能、作動、漏れ、亀裂、破損、異音、過熱などを調べる。 なお、同一名称及び同一型式として、納入実績があり、官側の完成検査を合格している場合は、省略し資料の提示に代え、走行機能検査のみを行う。	
	長坂路試験	J I S D 1 0 1 8による。 なお、同一名称及び同一型式として、納入実績があり、官側の完成検査を合格している場合は、省略し資料の提示によって確認する。	

付表1-7 tトラックの検査項目、試験方法及び判定基準（続き）

検査項目		試験方法	判定基準	
走行性能	運行試験	不整地試験 標準積載状態で起伏、凹凸のある場所で10 km以上走行又は1時間走行し、走行距離及び走行時間、燃料消費量、各部の温度（大気・冷却水・潤滑油等）を計測する。 なお、同一名称及び同一型式として、納入実績があり、官側の完成検査を合格している場合は、省略し資料の提示によって確認する。	2.6.2による。	
	定地試験	速度計目盛り調べ		訓令の規定に適合していることを確認し資料の提示によって確認する。
		燃料消費率		JIS D 1012による。
		ブレーキ装置性能		主制動装置試験は、訓令に基づきブレーキテストを用いて制動力を測定する。ただし、走行試験で確認する場合は、初速60 km/hで停止距離を測定する。駐車ブレーキは、最大積載状態で18%勾配（tanの値）の平坦な乾燥したコンクリート又は同等の摩擦係数を持つ路面で停止できることを確認する。 なお、同一名称及び同一型式として、納入実績があり、官側の完成検査を合格している場合は、省略し資料の提示によって確認する。
		加速能力		JIS D 1014による。
		最高速度		JIS D 1016による。
		登坂能力		JIS D 1017による。ただし、試験場所その他やむを得ない状況によって試験を行い難い場合には、走行性能曲線図及び計算書の提示に代えてもよい。
		最小回転（旋回）半径		空車状態又は、最大積載状態で、かじ取りハンドルを右又は左に最大に操作して低速で回転（旋回）した場合における最外側のわだちの中心点の軌跡の半径を調べる。 なお、同一名称及び同一型式として、納入実績があり、官側の完成検査を合格している場合は、省略し資料の提示によって確認する。
		最低速度		最大積載状態で舗装路面上を4 km/h以下の速度で10分以上連続運行し、低速に対する作動状況、安定度などを調べる。 なお、同一名称及び同一型式として、納入実績があり、官側の完成検査を合格している場合は、省略し資料の提示によって確認する。
		騒音 ^{a)}		訓令の規定に適合していることを確認する。
排気	なお、同一名称及び同一型式として、納入実績があり、官側の完成検査を合格している場合は、省略し資料の提示によって確認する。			
機能		作動、漏れ、異音、過熱などを調べる。		
塗装		目視による。	2.7による。	
製品の表示			2.8による。	
標識			2.9による。	
注 ^{a)} 騒音は、DSP D 6013の種類7 tトラック開発時の試験値による。				

付図1 を次のように改める。



空 白

防衛省仕様書

D S P

D 6013 L

7tトラック

制定 昭和53年3月31日

改正 令和 2年3月18日

(TRUCK, CARGO)

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、人員、弾薬の輸送などに使用するキャブオーバー形総輪駆動の7tトラック、7tトラック(パネル橋MGB用)及び人員の輸送、92式地雷原処理ローラ運搬用トレーラのけん(牽)引などに使用するキャブオーバー形総輪駆動の7tトラック(短)について規定する。

なお、この仕様書で7tトラック、7tトラック(パネル橋MGB用)及び7tトラック(短)を総称している場合は、単にトラックという。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、JIS D 0101、JIS D 0102及びJIS D 0105による。

1.2.1 空車状態

空車状態とは、トラックに燃料、潤滑油、冷却水などを全量搭載し、携行工具、附属品及び予備部品を取付位置などに収納した状態をいう。ただし、タイヤチェーン、燃料携行缶、洋形おの、ショベル及びバチツルハシは、含まないものとする。

1.2.2 標準積載状態

標準積載状態とは、空車状態のトラックに操縦手1名(80 kg)、助手2名(80 kg×2)及び正規積載質量(7 000 kg)の荷物を均等に積載した状態をいう。

1.2.3 最大積載状態

最大積載状態とは、空車状態のトラックに操縦手1名(80 kg)、助手2名(80 kg×2)及び最大積載質量[7tトラックは、10 000 kg、7tトラック(パネル橋MGB用)は、10 000 kg及び7tトラック(短)は、7 900 kg]の荷物を均等に積載した状態をいう。

なお、この状態での運行は、原則として路上とする。

1.2.4 常用ブレーキ

常用ブレーキとは、走行中のトラックの制動に常用する制動装置をいう。

1.2.5 駐車ブレーキ

駐車ブレーキとは、常用ブレーキ以外の制動装置であり、停止中のトラックを機械的作用によって、停止状態に保持する制動装置をいう。

1.3 種類

種類は、ウインチ、ピントルフックの有無及び荷台の構造によって、表1のとおりとする。

表1－種類

種類	物品番号	注記
7tトラック	2320-287-1232-5	－
7tトラック(パネル橋MGB用)	2320-284-1738-5	－
7tトラック(短)	2320-230-2254-5	92式地雷原処理ローラ運搬用トレーラけん引用 (ウインチ付き)

1.4 製品の呼び方

製品の呼び方は、種類による。

例 7tトラック

1.5 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

J I S A 8 9 0 2	ショベル及びスコップ
J I S B 4 6 0 4	モンキレンチ
J I S B 4 6 0 9	ねじ回し－すりわり付きねじ用
J I S B 4 6 1 4	コンビネーションプライヤ
J I S B 4 6 3 0	スパナ
J I S B 4 6 3 3	十字ねじ回し
J I S D 0 1 0 1	自動車の種類に関する用語
J I S D 0 1 0 2	自動車用語－自動車の寸法, 質量, 荷重及び性能
J I S D 0 1 0 5	トラックの普通荷台に関する用語
J I S D 1 0 1 1	自動車部品－スピードメーター校正方法
J I S D 1 0 1 2	自動車－燃料消費率試験方法
J I S D 1 0 1 4	自動車加速試験方法
J I S D 1 0 1 5	自動車－惰行試験方法
J I S D 1 0 1 6	自動車最高速度試験方法
J I S D 1 0 1 7	自動車－急坂路試験方法
J I S D 1 0 1 8	自動車長坂路試験方法
J I S D 1 0 2 2	自動車運行試験方法
J I S D 4 1 0 2	空気入りタイヤ用ホイール及びリム－用語・呼び・表示
J I S D 4 2 0 2	自動車用タイヤ－呼び方及び諸元
J I S D 4 2 1 1	自動車用タイヤバルブコア
J I S D 5 3 0 1	始動用鉛蓄電池
J I S D 6 6 0 6	トラックトラクタ及びトレーラ用7極電線カップリング
J I S D 8 1 0 1	自動車用油圧式携行ジャッキ
J I S D 8 2 0 1	自動車用タイヤゲージ
J I S G 3 5 2 5	ワイヤロープ
J I S K 5 5 7 2	フタル酸樹脂エナメル

J I S K 5 6 5 1	アミノアルキド樹脂塗料
J I S R 3 2 1 1	自動車用安全ガラス
N D S Z 8 0 1 1	角形銘板
N D S Z 8 2 0 1	標準色
J A S O D 6 1 3 - 9 0	連結車のブレーキアンチロック装置用電気コネクタ
J A B I A C 1 4 0 0	トラックトラクタ及びトラクター用4極電線カップリング
I S O 1 7 2 8	Road vehicles—Pneumatic braking connections between motor vehicles and towed vehicles—Interchangeability

b) 仕様書

D S P Z 1 0 0 5	燃料携行缶
-----------------	-------

c) 法令等

自衛隊の使用する自動車に関する訓令(昭和45年防衛庁訓令第1号)

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求事項

このトラックは、自衛隊の使用する自動車に関する訓令(以下、訓令という。)に適合するものとする。

2.2 部品・付加材等・工具類の互換性

官側で保有する部品、付加材等及び工具類の使用に、極力互換性があるものとする。

2.3 構成

構成は、次による。

- a) 機関
- b) 動力伝達装置及び走行装置
- c) ブレーキ装置
- d) 懸架装置
- e) かじ取り装置
- f) フレーム
- g) 操縦室
- h) 荷台
- i) 灯火類
- j) 動力取出装置
- k) 附属装置など

2.4 ねじ部品類

ねじ部品類は、日本産業規格に規定されたもの、又は同等品を使用するものとする。

2.5 構造・形状・寸法・質量

2.5.1 構造

構造は、次による。

a) 機関は、次によるほか、後処理装置を設けないものとする。

- 1) 種類・形式 給気冷却器・過給機付き直接噴射式4サイクル水冷ディーゼル機関
- 2) 最大出力 約265 kW/1 600 min⁻¹(ネット)

4

D 6013L

- 3) 最大トルク 約2 000 N・m/1 100 min⁻¹(ネット)
 - 4) 充電発電機 交流式 24 V-100 A(ブラシレス)
 - 5) 始動電動機 ピニオンシフト式 24 V-7 kW
 - 6) 燃料タンク 容量 約250 L
 - 7) 始動用鉛蓄電池 J I S D 5 3 0 1の145G51 又は同等品2個
- b) 動力伝達装置及び走行装置は、次による。
- 1) 駆動方式は、フルタイム6WDとする。
 - 2) 変速機は、一部にシンクロメッシュ式を採用したコンスタントメッシュ式とし、シフトコントロール機構に空気圧作動装置を取り付けた、前進12段後退2段の自動式機械変速とする。
 - 3) クラッチは、乾燥単板式とし、操作方法は空圧式とする。
 - 4) 分配機は、はすば歯車のコンスタントメッシュ式、センターデフ付きとする。
 - 5) 減速機は、二段減速式とするほか、次による。
 - 5.1) 前車軸は、全浮動式とし、差動機外箱はバンジョー形とする。
 - 5.2) 後車軸は、全浮動式のものに2軸設けるものとし、差動機外箱はバンジョー形とする。
 - 6) タイヤは、J I S D 4 2 0 2の12R22. 5-16PR TB、チューブレスでトレッドパターンはブロックのものを10本取り付けるとし、ホイールは、J I S D 4 1 0 2による呼びが22. 5×8. 25とし、10本ボルト取付用とする。
 - 7) 乗降用のホイールステップをフロントホイール部に取り付けるとする。
- c) ブレーキ装置は、次による。
- 1) 常用ブレーキは、空気式6輪作動形とし、制動力制御装置として、アンチロックブレーキシステムを設けるものとする。
 - 2) 駐車ブレーキは、空気式車輪制動形スプリングブレーキ付きとする。
 - 3) 補助ブレーキとして、圧縮圧開放式エンジンブレーキを設けるものとする。
- d) 懸架装置は、次による。
- 1) 前部は、縦置き半だ円板ばね付きの車軸式懸架とし、ショックアブソーバには筒形油圧単動式を用いるものとする。
 - 2) 後部は、半だ円板ばね付きのトラニオンボギー式の車軸式懸架とし、トルクロッドを用いるものとする。
- e) かじ取り装置は、次による。
- 1) ハンドルの位置は右側とする。
 - 2) 歯車形式は、パワーステアリング装置付きのボールスクルー式とする。
- f) フレームは、コ形断面のはしご形とする。
- g) 操縦室は、次による。
- 1) 操縦室は、電動油圧ティルト式のキャブサスペンション付き全鋼製のクローズドキャブとし、照明等は、消灯できる構造とする。
 - 2) 乗車定員は、3名とする。
 - 3) 前窓、側面ドアなどに使用するガラスは、表2による。

表2-ガラスの種類

部位	規定
前窓	J I S R 3 2 1 1の合わせガラスA
側面ドア	J I S R 3 2 1 1の強化ガラス
後窓	
側面ドア小窓	

- 4) ワイパは、ワイパブレード3個を取り付けた無段階間欠ワイパ又は3モード(高速、低速及び間欠)の電動リンク式とする。
 - 5) ドアは、鋼製とし、開閉窓並びに、キーシリンダ及びロック機能を設けるものとする。
 - 6) 計器盤には回転計、水温計、空気圧計、燃料計などの計器を設けるとともに、操縦手が容易に確認できる有効な照明装置を備えるものとする。また、操縦手が容易に確認できるアッパビームのインジケータランプ及び低空気圧パイロットランプを取り付けるものとする。
 - 7) 空調装置(エアコン)を取り付けるものとし、容量は操縦室に適合した容量とする。
 - 8) 消火器の取付具を、操縦手席後方付近に取り付けるものとする。
 - 9) 非常信号灯の取付具を、操縦手席後方付近に取り付けるものとする。
 - 10) 車両用のラジオを取り付けるものとする。
 - 11) 操縦手席用、助手席用のサンバイザを取り付けるものとする。
 - 12) 灰皿を、操縦手席及び助手席の付近に取り付けるものとする。
 - 13) 握り棒を、左側助手席の左上方に取り付けるものとする。
 - 14) 2極丸形コネクタ用コンセントを、操縦手席及び蓄電池収納箱付近にそれぞれ設けるものとする。
 - 15) 低空気圧警報ブザーは、エアタンクの空気圧がおおむね0.68 MPa以下のときに、駐車ブレーキ用ハンドコントロールバルブを解放すると作動する構造とする。
- h) 荷台は、次による。
- 1) 荷台は、ほろ付きの三方開きとし、後部には、安全バンドが取り付けられるものとする。
 - 2) あおりは、鋼製とし、後部あおりは1枚型とし、ステップを左右1個設けるものとする。
 - 3) 床板は、木製とする。
 - 4) 荷台の乗車定員は、7tトラック及び7tトラック(パネル橋MGB用)は32名、7tトラック(短)にあつては18名とし、乗員用の折畳みいすとして兼用できる取り外し可能な構造の前後2分割した木製サイドラックを設けるものとする。
 - 5) ほろ骨は、鋼管製とし、取り外しができる構造とする。
 - 6) 車両用ほろ及び車両用カーテンの主材は、ポリエステル5号(OD色)とし、ビニール窓は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、設けないものとする。
- i) 灯火類は、訓令の規定及び、表3による。
- なお、灯火類に使用する電球については、日本産業規格に規定されたもの、又は同等品を使用するものとする。

表3－灯火類

名称		規定	数量
霧灯		24 V 70 W	2
管制用	運転灯	24 V 25 W	1
	制動灯・尾灯	24 V 6 W	各2
	車幅灯		2
室内灯		24 V 8 W	2
		24 V 20 W	1

D 6013L

- j) 動力取出装置は、種類が7tトラック(短)の場合に設けるものとし、ウインチ駆動の動力を変速機側面から取り出す方式でコンスタントメッシュ式とする。
- k) 附属装置などは、次による。
- 1) 予備タイヤ1本を収納できる取付具を、7tトラック及び7tトラック(パネル橋MGB用)はリアタイヤ後方のフレームの下側中央部に、7tトラック(短)は、操縦室後方フレーム上部に取り付けるものとする。
 - 2) 燃料携行缶¹⁾2個を収納できる取付具を、7tトラック及び7tトラック(パネル橋MGB用)はフレームの左側に、7tトラック(短)は操縦室後方フレーム上部に取り付けるものとする。
注¹⁾ DSP Z 1005の燃料携行缶
 - 3) 自動車用番号標を、トラックの前部及び後部に取り付けるものとする。
 - 4) 洋形おの²⁾、ショベル³⁾、及びバチツルハシ⁴⁾の取付具を、7tトラック及び7tトラック(パネル橋MGB用)は、荷台の前部に、7tトラック(短)は、操縦室後方フレーム上部左側に取り付けるものとする。
注²⁾ 洋形おの、頭部重量約1.8 kg, 頭部寸法約130 mm(刃先)×170 mm, 柄の長さ約900 mm
注³⁾ J I S A 8902のショベル, 丸形2番
注⁴⁾ バチツルハシ, 頭部重量約2.5 kg, 頭部全長約600 mm, 柄の長さ約900 mm
 - 5) 調達要領指定書によって指定する場合を除き、小銃保持具を、操縦手席及び助手席の付近にそれぞれ取り付けるものとする。
 - 6) 調達要領指定書によって指定する場合を除き、電源供給用ソケットを荷台の下部に取り付けられる構造とする。
 - 7) 巻込防止装置は、固定式又は可変式とし、調達要領指定書によって指定する場合を除き、可変式とする。
 - 8) 施錠ができるタイヤチェーン収納箱を、7tトラック及び7tトラック(パネル橋MGB用)は、荷台後方右側床下及び荷台中央部左右床下に、7tトラック(短)は、操縦室後方フレーム上部に取り付けるものとする。
 - 9) 種類が7tトラック及び7tトラック(パネル橋MGB用)の場合は、踏み板の取付具及び泥ぬい(濘)地脱出のためのマット等の取付具を、荷台の下部に取り付けるものとする。
 - 10) 施錠ができる携行工具、附属品(消火器、非常信号灯及びタイヤを除く。)及び予備部品の収納箱をフレームの左側に取り付けるものとする。ただし、7tトラック(短)の場合は、操縦室後方フレーム上部右側に取り付けるものとする。
 - 11) けん引装置は、7tトラック(短)に設けるものとし、その構造は次による。
 - 11.1) トラック前端のピントルフックは、各種けん(牽)引砲などの陣地進入及び撤収を行える構造とし、後端のピントルフックは、92式地雷原処理ローラ運搬用トレーラのけん(牽)引ができる構造とする。
 - 11.2) I S O 1728のブレーキ用エアジョイントを、トラックの後端に取り付けるものとする。
 - 11.3) 7極電線カップリングのソケット⁵⁾及び電気コネクタ⁶⁾を、トラックの後端に取り付けるものとする。
注⁵⁾ J I S D 6606の7TS-1
注⁶⁾ J A S O D 613-90のソケット
 - 11.4) アンチジャックナイフコントロール用4極電線カップリングのソケット⁷⁾を、車両の後端に取り付けるものとする。
注⁷⁾ J A B I A C 1400の4TS-2
 - 12) ウインチ装置は、種類が7tトラック(短)の場合に設けるものとし、その構造は次による。
 - 12.1) ウインチは、トラックの操縦室と荷台との間に取り付けたドラムクラッチ付きの横置きドラム形とし、容量はドラム最内層で約59 kNとする。
なお、安全装置として、過負荷がかかる場合に作動する油圧回路を備えるものとする。
 - 12.2) ワイヤロープは、一端に単索時の最大荷重に耐えられるフックを備えたJ I S G 3525のワイヤロープ6×37普通Zより、A種、16 mmとし、有効長は、約30 mとする。

- 12.3) ウインチ側にフロントガイドローラを、トラック後部にリヤガイドローラを設け、トラック後方でウインチ作業が行えるものとする。
- 12.4) 操作レバーは、ウインチの付近に設けるものとする。
- 13) 種類が7tトラック(パネル橋MGB用)の場合は、フレームフロントオーバーハングを延長し、クロスメンバを追加して、トラックの前端にパネル橋MGBのプッシュバー用アイフックを取り付けるものとする。
- 14) 操縦室乗降用ステップを、操縦室前方下部に左右各1個を取り付けるものとする。
- 15) 操縦室乗降用はしごを、操縦室後方に左右各1個を取り付けるものとする。

2.5.2 形状・寸法

形状及び寸法は、付図1、付図2及び付図3を標準とする。

2.5.3 質量

質量は、表4を標準とする。

表4－質量

単位 kg

区分		7tトラック	7tトラック (パネル橋MGB用)	7tトラック(短)
空車質量		11 490	11 565	11 760
空車状態の 配分質量	前	5 180	5 275	5 790
	後	6 310	6 290	5 970
標準積載状態の質量		18 730	18 805	19 000
最大積載状態の質量		21 730	21 805	19 900

2.6 外観・性能・機能

2.6.1 外観

外観は、次による。

- a) 有害なきず、割れ、まくれその他の欠陥があつてはならない。
- b) 各部の塗装及びめっきにむらがあつてはならない。

2.6.2 性能・機能

性能及び機能は、付表1の試験方法によって試験したとき、表5による。

表5－性能・機能

項目	規定	
最大安定傾斜角	右側及び左側に40度未満の傾きで転覆してはならない。	
走行性能	運行性能	異常があつてはならない。
	最小回転(旋回)半径	11 m以下とする。
	渡渉能力	水位80 cmでの走行が可能とする。
	速度計目盛り調べ	訓令の規定に適合するものとする。
	燃料消費率	最高速度段で50 km/hのとき、3.0 km/L以上とする。
	ブレーキ装置性能	訓令の規定に適合するものとする。
	加速性能	発進加速200 mで25秒以下とする。
	惰行性能	異常があつてはならない。
最高速度	85 km/h以上とする。	

表5－性能・機能（続き）

項目		規定
走 行 性 能	登坂能力	45 % (tanの値)こう(勾)配の登坂が可能とする。
	最低速度	異常があつてはならない。
	騒音	訓令の規定に適合するものとする。
	排気	
機能		異常があつてはならない。

2.7 塗装

塗装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、十分な防せい(錆)処理を行った後に、次の方法で上塗りを行うものとする。

- a) 車体外部は、次のいずれかによって塗装するものとし、塗色については、**NDS Z 8201**の色番号 2314 (OD色 7.5Y3/1)とする。
 - 1) **JIS K 5572**の2種又は同等品
 - 2) **JIS K 5651**の2種2号又は同等品
- b) シャン(機関、排気管及び消音器を除き、バンパ及びホイールを含む。)は、黒色とし、契約の相手方の仕様によって塗装するものとする。
- c) 機関、排気管及び消音器は、契約の相手方の仕様によって塗装するものとする。

2.8 製品の表示

製品の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次による。

- a) 1種銘板⁸⁾を、操縦室内の操縦手席後方の見やすい位置に取り付けるものとする。
注⁸⁾**NDS Z 8011**の角形銘板
- b) 3種銘板⁸⁾を、取扱い上注意を要する箇所に取り付けるものとする。

2.9 標識

標識は、訓令に基づく調達要求元の標識を表示するものとする。

3 品質保証

3.1 検査

検査は、付表1による。

3.2 保証範囲

官側において、2.2の付加材等を取り付けて運用したことに起因する不具合については、品質保証の範囲外とする。

4 出荷条件

出荷条件は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5 その他の指示

5.1 補給・整備性の向上

契約の相手方は、納入後のかしを含む不具合に対応するため、納地に対しての体制を確保できるものとする。

5.2 携行工具・附属品・予備部品

携行工具、附属品及び予備部品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表6～表8による。

表6－携行工具

名称		数量	注記
ねじ回し		1	J I S B 4 6 0 9 の8×150 普通形 強力級
十字ねじ回し		1	J I S B 4 6 3 3 のH形 2番 普通形又は同等品
		1	J I S B 4 6 3 3 のH形 3番 普通形又は同等品
モンキレンチ		1	J I S B 4 6 0 4 の全鍛造品 強力級 250 mm又は同等品
スパナ	8×10	1	J I S B 4 6 3 0 のやり形両口スパナ又は同等品
	10×12	1	
	14×17	1	
	19×22	1	
	24×27	1	J I S B 4 6 3 0 のやり形両口スパナ又は同等品
	30×32	1	J I S B 4 6 3 0 の丸形両口スパナ 強力級又は同等品
	32×36	1	
	41×46	1	
タイヤゲージ		1	J I S D 8 2 0 1 のタイヤゲージ 高圧用 棒状指示式又は同等品
プライヤ		1	J I S B 4 6 1 4 のプライヤ 200 mm
ハンマ		1	片手ハンマ 450 g
ホイールナットレンチ		1	33
ソケットレンチ用ハンドル		1	φ 19×φ 25×800
オイルポンプレバー		1	φ 13×400(キャプティルト用)
タイヤバルブキャップ回し		1	φ 20×300
収納箱		1	鋼製の箱で、上記の工具を収納できるもの
油圧式携行ジャッキ		1	J I S D 8 1 0 1 自動車用油圧式(携行)普通形ジャッキ15 t又は同等品

表7－附属品

名称	数量	注記
ホース	1	空気用、ストップ(固定)機能付き、8 mとする。ただし、種類が7tトラック(短)の場合のホースの長さは、15 mとする。また、それぞれにタイヤバルブエクステンションを含む。
消火器	1	粉末消火器ABC・1.8 kg・自動車用(消防法の規格適合品)とする。ただし、包装は除くものとする。
非常信号灯	1	国土交通省保安基準適合品、乾電池式(単3アルカリ乾電池)、懐中電灯兼用式ミニチュアバルブ(2.5 V以上、0.3 A)、肩掛けフック付き
安全バンド	1	荷台用
予備タイヤ	1	ホイール付き
始動用キー	2	_____
スナッチブロック	1	種類が7tトラック(短)に適用する。
フック及びシャックル	1組	
ウインチカバー	1	

表8－予備部品

名称		数量	注記		
バルブコア		5	J I S D 4 2 1 1 のバルブコア B形		
電球	霧灯	1	24 V 70 W		
	管	車幅灯	1	24 V 6 W	
		制 制動灯・尾灯	1	24 V 6 W	
	灯	運転灯・方向指示器(前面)	1	24 V 25 W	
		後退灯・方向指示器(側面中央部)	1	24 V 21 W	
	方向指示器(後面)	1	24 V 21 W		
	方向指示器(側面前部)	1	24 V 21 W		
	制動灯・尾灯	1	24 V 21/5 W		
	車幅灯	1	24 V 5 W		
	番号灯	1	24 V 10 W		
	室内灯	1	24 V 8 W		
	ヒューズ	大型ブレードヒューズ	各1	10 A, 15 A, 20 A, 25 A	ヒューズボックス内に収納
小型ブレードヒューズ		各1	5 A, 10 A		
収納箱		1	ヒューズを除く上記部品を収納できるもの。		

5.3 承認用図面

契約の相手方は、製造に先立ち、承認用図面を提出し、契約担当官等の承認を受けなければならない。

なお、提出部数は、3部とする。

5.4 申請書類

契約の相手方は、訓令に基づく適用除外の申請のため、次の書類各4部を契約後速やかに契約担当官等を経由の上、調達要求元に提出するものとする。ただし、契約担当官等が認めた場合は、一部又は全部を省略することができる。

- a) 主要諸元表
- b) 外観三面図又は外観四面図
- c) 原動機性能曲線図
- d) 走行性能曲線図
- e) 主要部強度計算書

5.5 納入書類

5.5.1 添付書類

添付書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、トラック1両ごとに、取扱説明書1部とする。

5.5.2 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表9による。

表9－提出書類

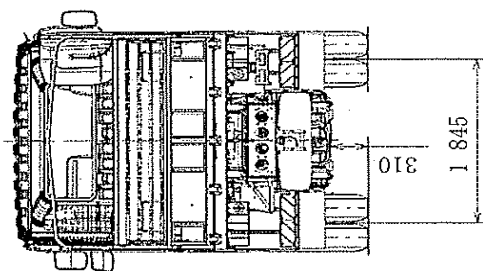
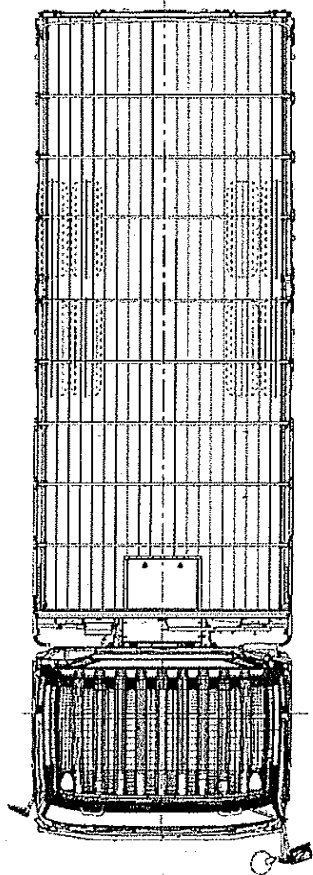
名称	時期	数量	提出先	注記
取扱説明書	納入時	1	調達要求元	_____
完成品写真		1組		キャビネ版四面(前後左右)

付表1-7 tトラックの検査項目，試験方法及び判定基準

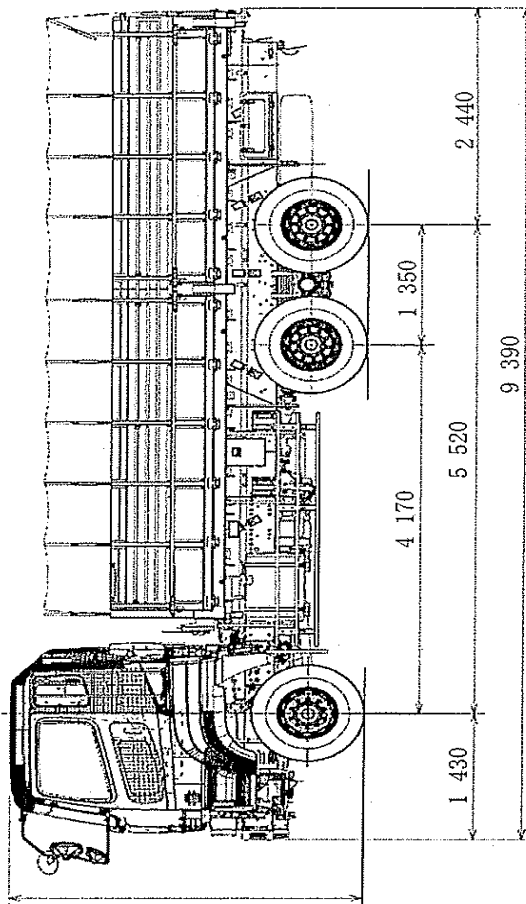
検査項目		試験方法	判定基準
ねじ部品類		—————	2.4による。
構造		—————	2.5.1による。
形状		目視による。	2.5.2による。
寸法・質量		空車状態で、トラックの全長，全幅，全高，軸距，輪距(前後)，最低地上高，荷台及び操縦室の寸法並びに車両質量について計測器などを使用して計測する。	2.5.2及び2.5.3による。
外観		目視による。	2.6.1による。
最大安定傾斜角		空車状態でトラックを傾斜台に乗せ、トラックを右側及び左側に傾けたときの安定度を調べる。 なお、同一名称及び同一型式として、官側の完成検査を合格している場合は、省略することができるものとする。	2.6.2による。
走 行 性 能	運行性能	J I S D 1 0 2 2 及び J I S D 1 0 1 8 によって最大積載状態で200 km以上走行し、その間各装置の機能，作動，漏れ，亀裂，破損，異音，過熱などを調べる。 なお、この試験には標準積載状態で起伏，凹凸のある場所を約10 km走行する不整地試験も含むものとする。	
	最小回転(旋回)半径	空車状態でかじ取りハンドルを右又は左に最大に操作して低速で旋回した場合における最外側のわだちの中心点の軌跡の半径を調べる。	
	渡渉能力	標準積載状態で、河底堅硬な静水中を走行して調べる。 なお、同一名称及び同一型式として、官側の完成検査を合格している場合は、省略することができるものとする。	
定 地 試 験	速度計目盛り調べ	J I S D 1 0 1 1 による。	
	燃料消費率	J I S D 1 0 1 2 による。	
	ブレーキ装置性能	主制動装置試験は、訓令に基づき実施する。ただし、走行試験の場合は、初速60 km/hにて停止距離を測定する。 駐車ブレーキは、最大積載状態で18 %勾配(tanの値)の平坦な乾燥したコンクリート又は同等の摩擦係数をもつ路面で停止できることを確認する。 なお、同一名称及び同一型式として、官側の完成検査を合格している場合は、資料の提示にかえることができるものとする。	
	加速能力	J I S D 1 0 1 4 による。	
	惰行能力	J I S D 1 0 1 5 による。	
	最高速度	J I S D 1 0 1 6 による。	
	登坂能力	J I S D 1 0 1 7 による。	
	最低速度	最大積載状態で舗装路面上を4 km/h以下の速度で10分以上連続運行し、各部分の低速に対する作動状況，安定度などを調べる。	

付表1-7 tトラックの検査項目、試験方法及び判定基準（続き）

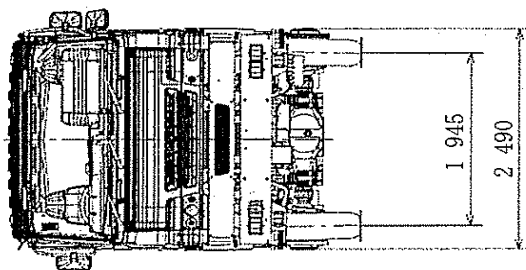
検査項目		試験方法	判定基準
走行性能	騒音	訓令の規定に適合していることを確認する。	2.6.2による。
	排気	訓令の規定に適合していることを確認する。 なお、同一名称及び同一型式として、官側の完成検査を合格している場合は、資料の提示にかえることができるものとする。	
機能		作動、漏れ、異音、過熱などを調べる。	
塗装		目視による。	2.7による。
製品の表示			2.8による。
標識			2.9による。



単位 mm

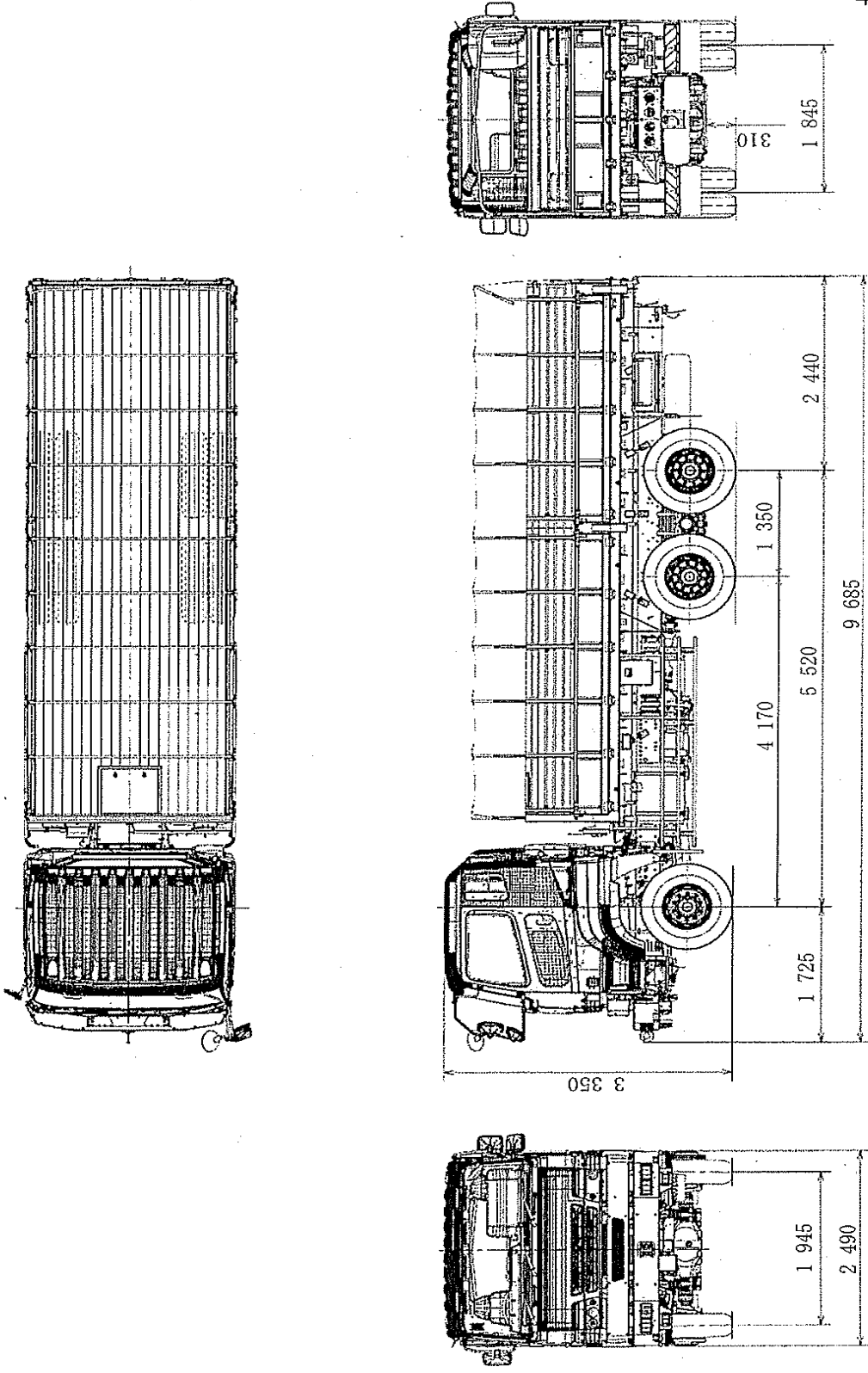


3 340



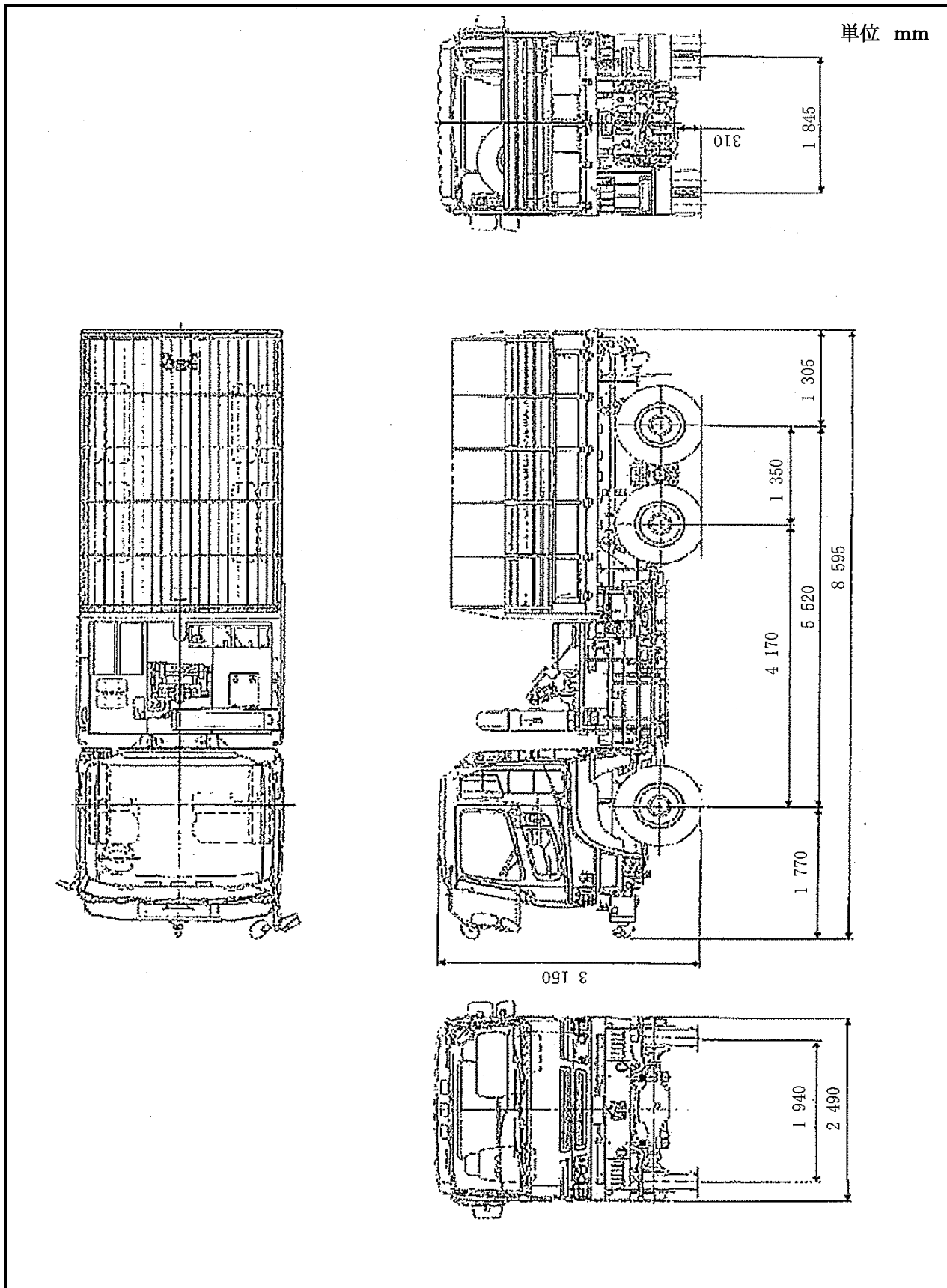
図番	付図1	名称	7 tトラック	尺度	—
防 衛 省					

単位 mm



図番	付図2	名称	7 tトラック (パネル橋MGB用)	尺度	—
防 衛 省					

16.
D 6013L



単位 mm

図番	付図3	名称	7tトラック(短)	尺度	—
防 衛 省					